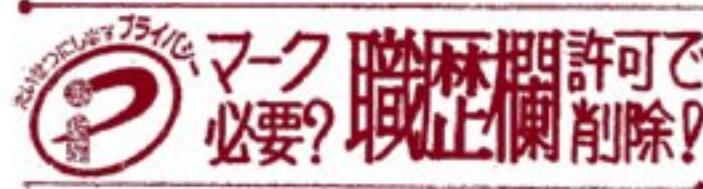


当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。
当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く朝6時半～夜8時受信可能です。



「取引先から個人情報の委託に関する調査票が来た…セキュリティ対策として個人情報の①保護管理者の設置②取扱い規定の整備③社員への教育…等14項目の確認事項が! さらにプライバシーマーク(Pマーク)の

取得状況まである。どうすれば…」との問合せがありました。Pマークは16年前に国の指導で民間の協会が創設し運用している企業の社会的信用を“見える化”した認証制度ですが当初



「メンタル不調者の傷病手当金(傷手)支給件数が増えている…10年前は“精神や行動の障害”による傷手は約10%だったが昨年10月は約25%（4件中1件）に…メンタルヘルス対策の重要性が高まっている」と社保おおいた9・10月号は報

じています。また労働局は今年6月に改正された労働安全衛生法に関するリーフレットで「ストレスチェックの実施等が義務となり来年12月までに施行の予定」とし、57項目の職業性ストレス簡易調査票を参考



約31万円、あと2年毎に約23万円かかります。また一方、建設業許可の分野でも個人情報の取扱いが来年4月から変わります。例えば役員等の略歴書から“職歴欄”が削除され、申請書の閲覧では略歴書

自体が除外されます。閲覧対象の除外では経管任・専技・資格者技術者一覧表・株主調書等も…。結局、11条変更届の内容に少しプラスした項目しか閲覧できなくなります。浄化槽工事業登録と解体工事業登録でも職歴欄が削除されます。

にする…と解説。規制緩和で年収2百万円未

満の非正規労働者が3割を超え、若者が結婚できずに少子化に拍車をかけ、結果として社会保障の担い手が減少する…という悪循環が、

職業性ストレスを増大させメンタル不調や精神・行動の障

害による傷手支給件数を10年前の2.5倍にしている…とすれば、「過重労働対策は事業者の社会的責任」にしてしまってよいのか疑問ですね。



経審・県入札の説明会があります。出席して用紙の購入をして下さい。日程は土木事務所毎に…
10/6日杵/8中津・宇佐/9別府/10大分/14佐伯/15豊後大野・竹田/16豊後高田・国東/17玖珠・日田
◎「住宅かし担保履行法」による最近6カ月間に引き渡した新築住宅の届出は、10/21までです。